

令和8年度事業計画

水田、畑の効率的な活用を通じて、多様な担い手の育成や農業経営の安定を図り、将来に向けて、地域農業を維持・発展させる仕組みづくりに繋がるよう、次の活動に取り組みます。

(1) 会議等の開催

松阪市農業再生協議会の基本的事項や推進方策等を協議・決定し推進するため、通常総会を開催します。また、国の施策等の変更により、必要に応じて臨時総会を開催します。

(2) 経営所得安定対策の推進

経営所得安定対策の周知活動や、生産現場の事務処理等を支援するとともに、本対策の申請を希望される農業者の漏れがないように推進します。

(3) 担い手育成の実施

認定農業者等担い手の育成・確保に向けて、国の制度を活用することで、農業経営の改善・能力向上の為の支援、集落営農組織化に向けた支援、及び経営を法人化するための支援等を行います。

(4) 令和8年産米の生産数量目安の提示

平成30年産から、国による生産数量目標の配分に頼らずとも、国の需給見通し等を踏まえ、需要に応じた生産を円滑に実施する「農林水産業・地域の活力創造プラン」(H25.12.10農林水産業・地域の活力創造本部決定)の方針を踏まえ、今後も需給に応じた生産を、現場が混乱することなく実施していけるよう、県からの情報を基に、作付目安となる生産数量の提示を行います。

(5) 水田麦・大豆産地生産性向上事業の取組

県が策定する「麦・大豆計画」に位置づけられた産地が「産地計画」に基づき、麦・大豆等水田農業の生産体制強化生産性向上に必要な施設・機械導入等の計画支援を行います。